

平成 22 年度

福島県環境審議会第 2 部会議事録

(平成 22 年 8 月 30 日)

## 1 日 時

平成22年8月30日(木)

午後 2時45分 開会

午後 4時35分 閉会

## 2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

## 3 議 事

- (1) 福島県廃棄物処理計画の改定について
- (2) その他

## 4 出席委員

稻森悠平 加藤大蔵 後藤忍 佐藤俊彦 中井勝己 長林久夫 引地宏 福島哲仁  
星サイ子 堀金洋子 和田佳代子 渡部チイ子(以上11名)

## 5 欠席委員

津金要雄 浜津三千雄 (以上2名)

## 6 事務局出席職員

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境共生総室)

宍戸 環境共生課長

猪狩 水・大気環境課長

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長(環境保全担当)

上野 一般廃棄物課長

齋藤 産業廃棄物課長

高橋 不法投棄対策室長

## 7 議事内容

- (1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査

(2) 引地議長(部会長)から、議事録署名人を星委員と堀金委員にすることとされた。

(3) 議事(1) 福島県廃棄物処理計画の改定について

◆資料1～3について事務局、(小林一般廃棄物課主幹)より説明が行われ、以下の質疑等があった。

#### 《質疑応答》

(長林委員)

資料1の2ページ、「コベネ」とは?「コーチェネ」ではないのか。

(小林一廃課主幹)

「コベネフィット技術」ということで、バイオマス発電など、廃棄物の再利用と二酸化炭素の削減のように、1つで2つの効果が得られる技術の推進を、国が基本方針の中で目標として掲げており、「コベネ」はその略称。

(後藤委員)

循環型社会推進計画と、廃棄物処理計画との関係と、相互の策定スケジュールの関連を説明願う。

(小林一廃課主幹)

循環型社会推進計画は、県の条例に基づき策定するもので、廃棄物処理計画は廃棄物処理法に基づいて各県が策定するもの。循環型計画には廃棄物の処理についての目標等も組み込まれていることから、相互に足並みを揃えて策定を進めていく形になる。

(渡部委員)

資料1の3ページ⑤の廃棄物の輸出入のところで、輸入については記載されているが、輸出については記載がないのはなぜか。

(小林一廃課主幹)

資料は概要を示したもので、國の方針改正案全文の中では輸出、輸入のそれぞれについて書かれている。輸入については、平成22年度に法改正があったことから、今回特に取り上げて資料に記載した。

輸出については、まずは国内処理が原則であり、輸出する場合でも、排出者責任の徹底ということで、バーゼル条約により厳格に対応されており、今後も引き続き監視を強化していくこととしている。

(渡部委員)

輸入については、排出事業者や製造事業者が責任を全うするものであるとの記載があるが、國がしっかりと徹底させていくというところが抜けてしまうと大変なことになる。また、国内における適正処理が確保される限りにおいて積極的に推進とされているが、枠が無制限に拡大されると大変なことになるので、これについても厳格な対応を願う。

(小林一廃課主幹)

適正処理については、廃棄物処理法施行令に詳しい要件が盛り込まれることになっており、現在国で作業を進めている。それと照らし合わせながら、県としてもきちんと指導ていきたいと考えている。

(中井委員)

資料1の3ページ(4)の①、一般廃棄物処理施設の整備のところで、特にじ尿、生活雑排水については下水道、集落排水との適切な役割分担のもとに浄化槽の整備を連携して推進するとの記述があるが、特に下水道についてはどの地域も接続率の低さの問題が指摘されており、県はそのあたりをどのように認識しているか。また、浄化槽については、合併浄化槽の整備をどう考えていくのかということになるかと思うが、浄化槽の整備と下水道との関係をどのように理解すればよいのか。

また、メタン、リンの有効利用の部分で、メタンガスを発電に利用する等の取組みをしているところもあることは認識しているが、それをもっと全国的に広めようという趣旨なのか、それともやれるところはやってくれというくらいの意味なのか。

もう一点、ストックマネジメントの手法という記述があるが、これは具体的にどのようなことを意味しているのか。

(上野一庵課長)

まず、汚水処理施設の整備の手法の件については、現在、国においては環境省、国交省、農水省の3省共管で事業を進めている。本県においても農林水産部、土木部、生活環境部の3部が手を携えて整備を進めていこうということで、22年7月に「美しい水環境の整備構想」を策定したところである。これまで全県域下水道化構想が作られていたが、市町村の財政負担が非常に厳しいこともあり、新たな整備構想では、今までの構想から10年ほど先延ばしをし、かつ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設の各々のシェアについても見直しした。将来的には人口減少社会になるということで、今後は個別に設置できる浄化槽のシェアが拡大すると見込んでいる。

次に、メタン、リンの回収設備については、国は、廃棄物系バイオマスの活用を今後とも進めていきたいと考えており、県においても今後積極的に対応していきたいと考えている。

最後に、ストックマネジメントの手法については、廃棄物関係の施設、例えば焼却施設、ごみ処理施設、資源化施設等について、経年劣化が著しいところを全部新しくするとなると膨大な経費がかかるので、手直しをしながらできるだけ長寿命化を図ろうということである。

(引地議長)

他に意見がないようなので、続いて資料4の廃棄物実態調査結果の概要及び資料5の廃棄物処理計画改定における課題について、事務局から説明願う。

◆資料4、5について事務局（上野一廃課長）より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(引地議長)

それでは、以上の説明に対して御議論いただくが、時間の関係から、資料5の各項目のうち、生活排水対策、産業廃棄物処理施設の整備、公共関与、県外産業廃棄物の抑制、不法投棄対策の5点を優先して御議論いただきたい。

(堀金委員)

5つの論点について議論する前に、資料4の市町村のアンケートについて言いたい。現在59市町村ぐらいあるわけだが、そのうちの15市町村ぐらいの回答を基にして資料5ができているのかと、少し疑問に思うところがある。すべての市町村の意見が吸い上げられて初めてこういう資料の土台になるのではないかと思うが、その辺が甘いのではないか。

また、回答を出さない市町村があるということもどうなのかと思う。ごみの収集についても各市町村で意識にばらつきがあり、例えば私の住む南会津町などは分別等を非常に徹底してやっているが、他のところでは全く徹底されていないなどのアンバランスがある。そのようなことを県がどれだけ把握しているのか、それらを土台として論点を考えていく必要があるのではないかと思う。

(上野一廃課長)

全く同感で、本来であれば県内59市町村全てにアンケートに答えていただきたい、なつかつ、その中身を全て反映させるということが最も適切なアンケートの集計であると思う。

しかし、現実問題として期限がある中で集計をしているということや、催促しても回答がこないということもある。そういう市町村については、今回のアンケートの内容について特段の意見を持っていないということで処理し、特段の意見があったものについて集計をしたということで御了承いただきたい。

(引地議長)

それでは一つめの、生活排水対策について御意見があれば御発言願う。  
単独浄化槽は生活排水等を全く処理しないで放流するため近隣河川の汚染原因を作っているが、かと言って全体を都市下水にすることは非常に困難であるので、比較的取り組みやすいものとして市町村が補助金を出して合併浄化槽への転換を進めているわけだが、なかなか進まない。どこに原因があるのか、どうしたら進めることができるのか、何か皆さんから御意見をお出しいただきたい。

(堀金委員)

田島地区の例を出すと、もう5、6年前に下水本管はできているが、各家庭への接続の部分をどうするかが大きな課題となっている。やはり資金がかかるということで、皆なかなか接続しない。町が合併浄化槽に対して補助金を出すこともしているが、県のほうで強

力な施策を出して指導していかないと、一般家庭は動かないと思う。

(星委員)

私は郡山市在住だが、ある浄化槽関係の会議で、猪苗代湖に自分の生活排水が流入しても関係ないと、湖に面した地区の区長が言うのを聞いた。浄化槽設置に出すお金が大変だと言うのだが、猪苗代湖周辺の地区は、設置について郡山旧市内などより遙かに優遇されている。にも関わらず、そういうことを平気で言うというのは、意識の問題だと思う。意識を変えるのは大変なことだが、私はそこが一番大切なところだと思う。その辺に対しても、行政の指導が必要なのではないか。

(引地議長)

その水がどこで利用されているのか、水を汚すとどういう問題が発生してくるのか、自分の生活排水をいい加減に考えていいのか、そのようなことをわかってもらい、真剣に考えてもらうことも大切になってくる。

(堀金委員)

どうしても経済的な面は大きな課題となり、個人でやるというのは勇気のいることだと思う。本管はもうできているのだから、どこかにモデル地区を設けるなど、「美しい水環境の整備構想」の実現に向けて、県でも更にお金を出すなどして欲しい。

(上野一庵課長)

現在、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽のそれぞれについて、国庫補助、県費補助等を行っている。特に最近は、環境保全の観点から補助率を $1/3$ から $1/2$ にするなど、対策を進めているところである。

(引地議長)

他に意見がなければ、次に産業廃棄物処理施設の整備について御議論願う。

現計画策定当初、産廃処分場の残余年数が管理型3年、安定型13年だったのが、今回の実態調査では平成27年度時点では管理型が12.8年、安定型が15.3年と伸びているが、増えた理由について説明願う。

(斎藤産廃課長)

資料4の表14を見ると、残余年数が増加している年度があるが、現在既に許可済みの処分場が、それらの年度に増設される予定であることと、電気業を除くその他の業種の最終処分量が今後減少していくと予測されていることから、それらを見通してこのような残余年数の見込みとなった。

なお、残余年数を算定するにあたっては自社処分場は除いており、ほとんどが自社処分である電気業は、残余年数に与える影響はほとんどないと考えている。

(中井委員)

公共関与についてだが、数年前までは、半官半民的なものとして岩手、新潟あたりで作られたり、産業廃棄物の処理に対する信頼性を回復するような意味もあって、国のほうで

も公共関与型の処分場を全国的に作っていこうという動きがあったようだが、ここ数年あまり聞かなくなつた。本県においても、先ほどの説明にあったように用地の買収が困難であつたり、民間における処分量も今後減つてくるということで、意義が薄れてきているようと思われるが、公共関与型施設の状況について、何か全国的な情報等あればお聞きしたい。

(上野一庵課長)

20年度以降に供用開始した、滋賀、岩手、佐賀、山梨の4県については、廃棄物の絶対量が全国的に減つてゐる中、非常に苦しい状況が伺える。さらに、岐阜、長野、神奈川では、公共関与の計画はあったのだが、民間処分場の残余年数が伸びたということで、計画を白紙に戻した。また、神奈川では、運営していた公共関与施設を途中で民間に売却してしまつたという状況である。

(佐藤委員)

公共関与による処分場の整備は、現計画策定当時は処分場の残余年数が管理型で3年と逼迫することが予測されていた状況だったが、昨今は景気が低迷していると共に、循環型社会ということで廃棄物の量自体が減つてきてゐる。民間で十分にまかなえるという見通しがあれば、民間に任せてもらい、公共関与はしばらくは無くともよいのではと思う。

また、県中地区のセンター整備計画だが、実状を聞くと、ある民間会社が処分場を作りたいと申請をして、その後に県が整備計画を作つて住民に同意を取り始めたため、これだったら両方に同意を出すのか、それとも片方にだけ出すのかということになつたが、結局は区の総会でどちらにも同意はしないと7、8年前に決まつたそうで、その後、民間の処分場も撤退しているのが実状なので、センター整備は今後も難しいのではないかと思っている。

(引地議長)

今は経済的にも厳しく、また、各事業所でも廃棄物の減量化などに取り組んでいることもあって排出量が少なくなつてゐるため残余年数が伸びたが、やはり、最終処分場はそう簡単に作れるものではないので、大切に持続できるようにしていく必要がある。

残余年数が増えたから、それでは適当に処理して出そうかとなつたら困るし、最終処分場は地域住民の生活環境にも影響してくるので、そういうことを考慮すれば、やはり循環型社会とか廃棄物の再資源化とか、減量化というのは今後も継続して重視していく必要があると思う。

残余年数が大きくなつたということをあまり強調すると、そのように別の問題も出てくるので、どういういきさつでそういうことになっているかということを、県民にわかってもらうことも大切ではないかと思う。

(堀金委員)

災害による廃棄物の発生や処理を考えた場合、廃棄物処理施設の地域バランスの考え方

は大事にしないといけないと思う。県中に施設がないからと、他の地域へゴミを持っていけば、その地域では当然反発がある。各振興局の持ち場の中で処理できるようにするために計画の策定をやっていかないと、いざ災害が発生した場合に困ると思う。

(上野一廃課長)

災害廃棄物は一般廃棄物であり、基本的には地区内処理を原則としているが、併せて、最も身近なところにそれらを処理できる施設、あるいはストックヤードのようなものがあったほうがよいというのは、考え方として自然なことだと思う。

一方、産業廃棄物については、実態調査結果のところで説明したとおり、地域に処分場を作ったからといって、その地域で排出される産廃がその地域内で処理されるかというと、必ずしもそうではないというのが実態である。そういう中で、地区ごとにそれぞれ整備するというのが現実的に妥当なのかという議論も必要かと思っている。

(後藤委員)

結論はけっこうだと思うのだが、表で確認したいところがある。資料4の17ページ、残余年数の算出のところの安定型と管理型の処分量を足した数値が、16ページの最終処分量80万トンと合わないようだが、これはどのような導き方をしたものか。

(齋藤産廃課長)

17ページの表14の数値は、業として最終処分を行っている処分場のみのもので、自社処分場で処分されている量は含まれていない。また、電気業の多くは自社処分場を有しているが、一部、外部委託しているものがあるなど細かい数量の出入りがあるため、表12の数値とは完全には一致しない。

(引地議長)

次に、県外廃棄物の搬入抑制について御議論願う。

県外から搬入される廃棄物には、排出地の県内にその産廃を処理できる施設がないような場合などもあり、適正処理を行うために当県に搬入されているという事情もあるわけだが、そのへんも含めてどうあるべきか御意見をいただきたい。

(佐藤委員)

現計画では、最終処分の県外物割合の目標を20%以下としているが、先程述べているとおり、循環型社会や景気の低迷等々により、廃棄物の最終処分量そのものが減っている。例えば、今まで100万トン処理をしていたとすれば県外物は20万トン受入できたものが、これが半分になった場合には10万トンまでしか受入できないことになる。

廃棄物処理法に基づく許可更新の際には、過去3年間赤字でないとか滞納していないとかの実績を出して、経理的基礎が充実していることを示さなければならぬが、処分量 자체が減りつつある中、県外廃棄物の受入量が制限されていれば、今まで健全経営で成り立っていたものが今後だんだんと厳しくなり、経理的基礎の要件クリアができなくなってくるおそれがある。

また、法基準の改正や、安全、安心の観点などから、施設に要求される性能等がどんどん向上してしまい、最終処分場の建設費も非常に嵩むようになってきており、それも経営を圧迫する一因となっている。

さらに、県外物の搬入を規制することは、国で示している広域処理、つまり処分のできるところで処分しようという方針にも反しているのではないかと思う。

以上のことから、20%の枠を撤廃とはいかないまでも、ある程度緩めてもらわないと、業界としては大変厳しい状況になる。

それらのことによく勘案して検討していただきたいと思う。

(引地議長)

廃棄物の量が少なくなってきたことや残余年数が延びていることから、県外廃棄物の搬入割合をもう少し増やしてもよいのではないかという意見にもなってくるのかと思われるが、最終処分場を長く維持していくようにすることも大事だし、廃棄物を適正に処理していくことも大事だし、どこを重視していく必要があるのか、それらのことを考えると、規制をどのようにしていくべきかということは今後の重要な課題であると思われる。

(長林委員)

県内から県外へ出していくもの、県外から県内へ入ってくるものについて、量的なデータがわかれば教えてほしい。というのは、域内域外の問題については、例えば循環型社会や低炭素社会の形成にどれだけ寄与するかということの中で、経営的な側面なども考えたうえで量的な規制というものが出てくるのだと思うからである。

量的規制ありきでやればよいということではなく、県内の環境としてどういう立場がよいのかという考え方とともに決めていかないと、数値上だけのことになってしまうので、理念の上に目標を定めていくといった考え方でもって話し合わなければならないと思う。

(齋藤産廃課長)

平成20年度実績では、県内に入っているものは総量12万トンで、そのうち最も多いのが廃プラスチック類の6万7千トン、以下、燃え殻の1万8千トン、汚泥の1万3千トンである。

県外に出て行っているものは総量7千2百トンで、そのうち最も多いのが汚泥の3千5百トン、以下、燃え殻の1千5百トン、ばいじんの1千4百トンである。

また、県内の環境というお話だが、それは具体的には県内の処分場の設置状況がどうなっているのかというようなことか。

(長林委員)

そういう面ではなく、循環型社会の育成であるとか、低炭素化を考えた時に、規制のあり方が、どれくらいそれらに貢献をするのかといった視点が、県として必要ではないかと言うこと。

産廃だけでなく一廃を考えてみても、施設の有効利用という観点があると思う。例えば

県内全体では十分なゴミの量があるのに、それを地域外へ出さないということで、ゴミの量の少ない地域の処理業者の経営が苦しいというような問題があるのであれば、県内の業者が均等に潤うような方策の展開も必要になるのではないかということであり、弾力的に運用することで循環型社会の形成に寄与することになるのであれば、規制よりもむしろ促進すべきことなのではないか、ということである。

(中井委員)

他県の県外物規制の状況はどうか。たしか山形県では2:8原則のようなものを作ったかと思うが、県外物規制は一般的に行われているものなのか。

大都市圏に行くと、出て行くばかりで入ってくるものはないという話になるだろうし、栃木県などは管理型最終処分場が1件もなく、排出される管理型の産廃は全部県外へ、多分ほとんどが福島県に来ているだろうと思われるが、それぞれの県の事情もあるので、20%以下という考え方が一般的なものなのかどうかを確認したい。

もう一つ、基本的なこととして、県内物と県外物を分けて扱うという考え方を維持する必要があるのかどうか、維持するとした場合に、それではどのぐらいの割合がよいのか、その時の経済事情とかいろいろなことを勘案して、福島県としてどう考えていくのかというところを議論していく必要があるのではないか。

(齋藤産廃課長)

まず、先ほどの長林委員からの、再利用や循環型社会の観点からの見方も必要ではないかという意見に対してだが、回答になるかどうかはわからないが、資料4の12ページを見ていただくと、全排出量の4割ほどが再生利用に回っており、内訳としては、がれき類、ばいじんが多い。ばいじんが多いのは火発が多い本県の特徴で、これらはセメント材料として再利用されているが、再利用されている現場は必ずしも県内ではなく、県外の大手のセメント会社に行っているような実態がある。

次に、中井委員からの、近県における県外物搬入規制の状況についてだが、近県を見ると、本県同様2割を指導している県があったり、仙台市のように規制を設けていないところがあつたりするが、数値は別としてやはり何らかの形で規制と言うか、行政指導を行っているところがほとんどである。

(中井委員)

もしわかれば、代表的なところで具体的にどういう数値になっているのか、今日でなくてよいので、部会の資料で示していただければと思う。

(引地議長)

県外物の抑制の件については、今後もう少し検討する余地があるということによろしいか。(異議の声はなし。)

それでは、次に不法投棄防止対策についてだが、監視体制が良くなつて、不法投棄の件数は確実に減ってきている。たまたま今回、いわき市で大規模な不法投棄が発生した影響

で不法投棄量が大幅に増えてしまったが、そのようなことを無くすために今後どのように  
ことが大切になってくるか、何か御意見があれば御発言願う。

(佐藤委員)

不法投棄の発生については、監視員制度とか、タクシー業界を始めとしたいろいろな業  
界の協力などにより減少傾向を辿っており、非常にすばらしいことだと思っているが、現  
に不法投棄されている場所について、撤去しているのがどのくらいあるのか、残っている  
ものがどのくらいあるのかというデータが欲しい。

(高橋不法投棄対策室長)

郡山市、いわき市を除いたデータであるが、平成20年度末の残存件数としては、10  
トン以上のものが57件、22,117トンを把握している。10トン未満のものにつ  
いては、発覚した時点でそれぞれ適正に処理させているのでそう大きくはないと思われる。

(福島委員)

不法投棄が全国的に少なくなってきた背景には、民間の団体や監視員などが監視を  
続けることによって未然に防止されてきたことがあると思うが、実際にどの程度効  
果があったのか、誰がどのように見つけたのか、どの程度摘発できたのか、不法投棄が減  
少するにあたって、どの部分が重要な役割を果たしたのかといったことが評価できるよ  
うなデータが欲しい。

(高橋不法投棄対策室長)

6つの振興局に1人ずつ警察官OBの方を指導員として委嘱し、パトロールを行ってい  
るが、それで発見したのが21年度実績で92件、また、郡山市、いわき市を除く県内各  
市町村に100名の不法投棄監視員を委嘱しているが、それらの方々からの通報で発見し  
たのが13件であった。投棄規模は大小様々だが、発見の都度、適正に処理をさせている  
ところである。このパトロールの中で、投棄行為中に出くわしたとか、追跡して見つけた  
とかの報告は受けていない。

(引地議長)

それでは時間もだいぶ超過しているので、最後の資料6、福島県廃棄物処理計画の構成  
イメージについて、事務局から説明願う。

◆資料6について事務局（小林一廃課主幹）より説明が行われた。

質疑は特になし。

(引地議長)

それでは、先日の全体会の際に出された、廃棄物処理施設の視察を行う件についてだが、  
処理施設を実際に見て、廃棄物処理の実態について理解を深めていただきたいとの趣旨だ  
が、この点について皆さんができる程度関心があるのか、実施する場合、どのような日程で

どの施設を視察するのか、委員の皆さんから何か御意見はあるか。

(堀金委員)

進めて欲しい。

(引地議長)

皆さん、関心があると言うことで、それでは事務局より説明願う。

◆資料10について事務局（小林一廃課主幹）より説明が行われた。

質疑は特になし。

(引地議長)

議題（1）について、その他何かあるか。

(佐藤委員)

今回の資料では、統計を取る際に電気業を別個にしているようだが、これは今後ともこのような形でやっていただけると非常に助かる。

火力発電所のばいじんの再利用、有効利用が、景気が悪くなってどんどん下がってきてしまっているのをそのまま数字に表すと、その数字を見たときに、ちっとも良くなっていないように見え、我々産廃業界の努力が無になってしまふということがある。

本県にはこのような特異な状況があり、合算した数値だけを見たのではおかしなことになるので、産廃税で言うところの「特定排出事業者」を除いた場合と合算した場合とで各々データを作ってもらえると、本県における廃棄物の排出量、最終処分量等々の実態がより詳しくわかるのではないかと思う。

(引地議長)

以上で（1）の審議を終了するが、本日は内容が豊富で、全て審議する余裕がないので、何か御意見があれば、メール、ファックス等で事務局に連絡していただきたい。

以上で（1）の議題を終了した。

#### （4）議事(2)その他

(渡辺生活環境総務課主幹)

本日、御審議いただいた内容及び後日提出していただく御意見を踏まえて、次回の部会では、改定計画素案について御審議をいただきたいのでよろしくお願いしたい。

次回の部会の開催日程は、10月15日を予定している。後日、改めて連絡申し上げるので、御出席いただきたい。

(引地議長)

その他何かあるか。

(佐藤生活環境部参事兼生活環境総務課長)

本日は、委員の皆様には御多忙の中、御出席をいただき、かつ、熱心に御議論いただき感謝申し上げる。

御承知のとおり、今期の環境審議会委員の任期は、8月31日をもって満了となるが、皆様には、各種計画の改定や条例の改正等、県の環境行政全般にわたってご審議を頂き、貴重なご提言をいただいたことに、改めて感謝申し上げる。

今後とも本県の環境行政の推進に御協力を賜るよう、お願いを申し上げて御礼の挨拶とさせていただきたい。

(5) 閉会（司会） 高橋生活環境総務課主任主査

この議事録の正確なことを認め、署名する。

